

## 南高麗地区乗合ワゴンにおけるフリー乗降制度の適用区間拡大について

## 1 現 状

令和4年9月1日より実証運行を開始した南高麗地区における飯能市乗合ワゴンについて、飯能警察署からの意見を基に、法定の駐停車禁止場所、カーブ等で乗降の安全が確保できない箇所を除いた飯能市内の全域においてフリー乗降制度を導入しており（東飯能駅～みどり橋間については降車のみ）、現在までの間、事故や危険な状態は生じておりません。また、利用者の自宅近辺での乗降等、一定の利用が見られるところです。

## 2 協議事項

青梅市内（成木一丁目四ツ角バス停前後約400m区間）においてもフリー乗降制度を実施したく、警視庁及び青梅警察署に意見を伺ったところ、令和4年10月7日付けで青梅警察署より交通安全上の支障はないとの回答を頂きましたので、青梅市内においても以下の区間においてフリー乗降制度を導入してよろしいかお諮りいたします。

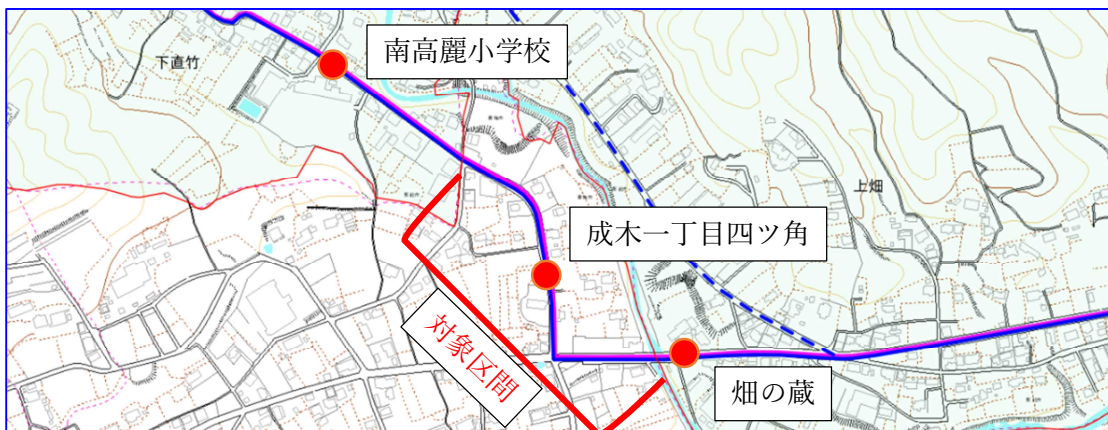
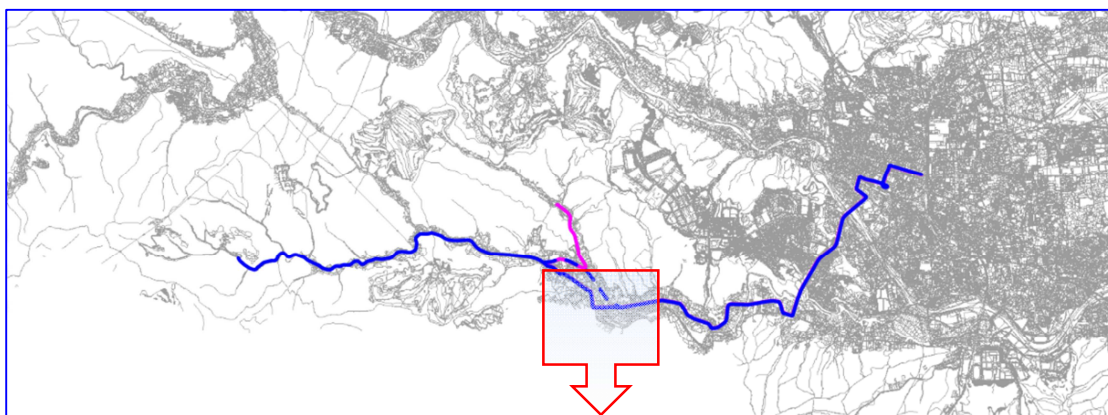
対象系統 飯能市乗合ワゴン 小学校便（南高麗01系統）及び苧生便（南高麗03系統）

対象区間 系統図のとおり

運行事業者 国際興業株

その他 運賃は一律300円（小児150円）

（系統図）



## 3 その他

所定の手続を行った後、令和4年12月からの実施を目指してまいります。

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる  
協議が調っていることの証明書

第 20 回飯能市地域公共交通対策協議会において、下記事項に関し、協議が  
調ったことを証明する。

記

1. 協議が調っている路線又は営業区域

資料 1 のとおり

2. 協議が調っている運行系統又は運送の区間

資料 1 のとおり

3. 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

資料 1 のとおり

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

資料 1 で示す区間において、フリー乗降制度を適用する。

令和 4 年 1 1 月 日

飯能市地域公共交通対策協議会

会長 飯能市長 新 井 重 治